

一般社団法人日韓経済協会 定 款

平成 29 年 6 月 27 日改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人日韓経済協会（英文名 JAPAN-KOREA ECONOMIC ASSOCIATION。略称「J K E」）と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、日韓経済に関する調査研究、情報の収集及び提供、日韓経済人による会議の開催等の事業を行うことにより、日韓経済関係の円滑な進展を図り、もって日韓両国の善隣友好関係の維持及び増進に貢献することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日韓経済に関する調査研究
- (2) 日韓経済に関する情報の収集及び提供
- (3) 日韓両国の経済人による会議の開催
- (4) 韓国からの技術研修生の受入れの斡旋
- (5) 日韓両国企業間の技術提携の斡旋
- (6) 日韓経済に関するミッションの派遣・受入れ及び協力
- (7) 日韓経済に関するセミナー、展示会等の開催及び協力
- (8) 日韓両国の関係機関、団体等との連絡提携
- (9) 日韓経済に関する青少年の人的交流
- (10) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

(事業年度)

第 5 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 3 章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、正会員・賛助会員及び協力会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員は、韓国と経済活動を営む日本の法人及び個人並びにこれらの者を構成員とする団体とする。
- (2) 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、その事業に協力する日本以外の国の法人及び個人ならびにこれらの者を構成員とする団体とする。
- (3) 協力会員は、韓国経済に関心を有する主に企業及び団体とする。

(入会)

- 第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
 - 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 正会員は、社員総会において定める会費規程に基づき入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。
- 2 賛助会員は、会費規程において別に定めるところにより入会金及び賛助会費を納入しなければならない。
 - 3 協力会員は、会費規程において別に定めるところにより協力会費を納入しなければならない。
 - 4 前3項の会費等についてはこの法人の活動に必要な経費に充てるものとする。

(会員資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき。
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
 - (4) 2年間以上会費等を滞納したとき。
 - (5) 除名されたとき。
 - (6) 総正会員の同意があったとき。

(退会)

- 第10条 正会員・賛助会員及び協力会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その正会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 賛助会員及び協力会員が前項各号の一に該当する場合には、理事会の決議に基づき、除名することができる。この場合、その賛助会員及び協力会員に対し、理事会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、理事会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前2項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第12条 会員が第9条（会員資格の喪失）の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 役員の選任及び解任

(2) 役員の報酬等の額又はその支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 各事業年度の事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告の承認

(5) 会費

(6) 正会員の除名

(7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け

(8) 解散及び残余財産の帰属

(9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡

(10) 前各号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第16条(招集)第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第15条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

4 前項第2号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

一 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合

二 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集)

第16条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面によって又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、出席できない場合は、専務理事がこれに当たる。会長及び専務理事が欠席の場合は出席した理事の中から互選する。

(定足数)

第18条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第19条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の過半数をもって行なう。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 正会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 合併
 - (6) 事業譲渡
 - (7) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(書面議決等)

- 第20条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって又は電磁的方法により議決し、又は正会員である代理人によって議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合における第18条（定足数）の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第21条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成する。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数
 - (3) 出席した構成員の数及び理事会にあっては、理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議長及びその会議に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(種類及び定数)

- 第23条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 30名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、2名以内を代表理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事のうち1名を会長とし、15名以内を副会長、1名を専務理事、1名以上2名以内を常務理事とし、理事会において選定する。
- 3 会長及び専務理事をもって、「一般社団・財団法人法」第91条第1項第1号に規定する代表理事とする。又、常務理事をもって「一般社団・財団法人法」第91条第1項第2号に規定する法人の業務を執行する理事とする。
- 4 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長の補佐をする。
- 4 専務理事は、会長を補佐し、この法人を代表して業務を執行する。また、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長の職務を代行する。
- 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故があるとき、又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代行する。
- 6 会長、専務理事、及び常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類、事業報告書及び公益目的支出計画実施報告書を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条（種類及び定数）に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事と

しての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては報酬を支給することができる。報酬額は社員総会の決議により定める。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(理事の取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第31条 この法人は、役員が「一般社団・財団法人法」第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長、顧問・相談役及び参与)

第32条 この法人に名誉会長1名、顧問・相談役12名以内及び参与6名以内を置くことができる。

2 名誉会長は、会長を退任した者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 名誉会長は、この法人の発展のために会長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。

4 顧問・相談役及び参与は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

5 顧問・相談役は、この法人の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。

6 参与は、この法人の業務の処理に関して会長の諮問に答える。

7 第27条(役員任期)の規定は、名誉会長、顧問・相談役及び参与について準用する。ただし、名誉会長は再任しないものとする。

第6章 理事会

(設置)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止

(3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 代表理事及び法人の業務を執行する理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
- (6) 第31条の責任の免除

（開催）

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、事業年度毎に4カ月を超える間隔で2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第26条第1項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

（招集）

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、出席できない場合は、専務理事がこれに当たる。会長及び専務理事が欠席の場合は出席した理事の中から互選する。

（定足数）

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（決議）

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第25条（理事の職務及び権限）第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数
 - (3) 出席した構成員の数及び理事会にあっては、理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、出席した代表理事及び監事の全員が署名または記名押印しなければならない。

第7章 財産及び会計

(財産の種別)

- 第43条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
- 2 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を基本財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

- 第44条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の議決を経なければならない。
- 3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

- 第45条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

- 第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、計算書類及びこれらの付属明細書並びに公益目的支出計画実施報告書（公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けるまでの期間に限る。）（以下「計算書類等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時社員総会において承認を得るものとする。
- 2 前項の計算書類等については、この法人は、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けるまでは、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に認可行政庁に提出しなければならない。
- 3 この法人は、法令の定めるところにより、計算書類等を事務所に備え置くとともに、貸借対照表を公告するものとする。
- 4 何人も、この法人の業務時間内はいつでも、公益目的支出計画実施報告書について法令の定めるところにより閲覧の請求をすることができる。

(特別会計)

第47条 この法人は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(収支差額の処分)

第48条 この法人の収支決算に差額が生じたときは、総会の議決を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第49条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第50条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 第53条(解散)第1項に規定する解散の事由の変更をしたとき、第54条(残余財産の帰属)に規定する残余財産の帰属に関する事項を変更したとき、又は存続期間の定めを設けたとき又はこれを変更したときは、遅滞なく認可行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第52条 この法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 この法人が合併をしたときは、法令の定めるところにより、遅滞なく認可行政庁に合併をした旨を届け出なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、「一般社団・財団法人法」第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

2 この法人が解散(合併による解散を除く。)をしたときは、遅滞なく認可行政庁に届け出なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益認定法第5条第17号のイからトに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

(公益目的支出計画の変更)

第55条 公益目的支出計画の変更をしようとするときは、法令の定めるところにより、認可行政庁の認可を受けるものとする。

第8章の2 諮問委員会

(諮問委員会)

第55条の2 この法人の事業運営を円滑かつ適切に推進するため、理事会の決議により、諮問委員会を設置する。

- 2 諮問委員会に諮問委員30名以内を置き、この法人の社員の中から理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 諮問委員の任期については、第27条（役員任期）の規定を準用する。
- 4 諮問委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第56条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第57条 事務所には、法令の定めるところにより次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認可、許可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関（理事会及び社員総会）の議事に関する書類
 - (6) 監査報告書
 - (7) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第58条（情報公開）第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第58条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第59条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第60条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 1 1 章 補則

(委任)

第 6 1 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条により準用される同法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条により準用される同法第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は佐々木幹夫及び是永和夫、執行理事は木下和彦及び杉山茂夫とする。